

個人が仮想通貨（暗号資産）取引をした場合の注意点

仮想通貨を取引した場合

(1) 仮想通貨で得た利益の申告

- ① 給与のみの人・・・原則、「**雑所得**」として申告が必要だが、給与以外の所得合計が年間20万円未満であれば申告不要
- ② 個人事業主・・・所得金額に関わらず「**雑所得**」として申告が必要。

(2) 仮想通貨の取引で所得が発生する時期

- ① 仮想通貨の売却時
1ビットコインを1万円で購入し、その後2万円で売却⇒差額1万円が所得。 ※含み益は所得に関係なし
- ② 仮想通貨を決済手段として利用した時
1ビットコイン=100万円で購入し、1ビットコイン=120万円の時に商品を購入⇒差額の20万円が所得
- ③ 仮想通貨同士を交換した時
仮想通貨同士を交換する時も、仮想通貨を一度売却し、新たに別の仮想通貨を購入したとみなされます。ビットコインをイーサリアムに交換するとき、ビットコインの取得時の価額とビットコインの交換時の時価と比べて、差額がプラスがあれば所得。

(3) 仮想通貨取引の課税方式

- ① 「**雑所得**」として計上される仮想通貨の利益は、他の所得と合算して「**総合課税**」の対象となります。

総合課税・・・全ての所得（給与・事業所得・不動産所得・年金・仮想通貨売却益・保険満期など）を合算した上で、所得控除を差し引いた金額に所得税率をかけて所得税を計算。

(例) 雑所得(仮想通貨売却益200万円) + 事業所得500万円 = 700万円(合計所得)

合計所得 - 所得控除(扶養・生命保険・社会保険・医療費・基礎控除など) = 課税所得

課税所得 × 所得税率(5%・10%・20%・23%・33%・40%・45%) = 所得税

(参考) 上場株式の売却益との違い

申告分離課税・・・他の所得と合算せずに、独自の税率をかけて所得税を計算。

(例) 譲渡所得(上場株式売却益200万円) × 所得税率15%※ = 30万円

※実際、特定口座においては、20.315%(所得税・復興特別所得税・住民税)が源泉徴収。

- ② 損益通算できない

仮想通貨取引で生じた損失は、給与所得や事業所得などの他の所得と相殺できません。

ただし、「**雑所得**」同士は相殺可。(例) 仮想通貨取引の損失と外貨預金取引の利益は相殺可。

- ③ 繰越損失もない

仮想通貨取引の損失は、繰り越せません。(参考) 株取引で生じた損失は3年間繰り越せます。

【今月の経営格言】「危険がない」と感じた事業こそ、失敗の危険が大きい。
by 一倉定（経営コンサルタント）

ブームというのは、供給過剰の直前の状態である。その時に乗り出してもすでに時機を失している。だから、ブームになったものは、絶対に乗り出してはいけない。新事業のタイミングは、まだブームにならず、先行きの見通しの難しいときにあることを知る必要がある。「一倉定の経営心得」より